

事 務 連 絡  
令 和 2 年 1 月 3 1 日

青少年の非行・被害防止全国強調月間 協力・協賛団体 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
青 少 年 環 境 整 備 担 当

青少年のインターネット利用に係る低年齢層の子供の保護者向け普及  
啓発リーフレットの活用推進について（依頼）

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

近年、未就学児童や小学校低学年の段階からスマートフォンやタブレット端末を用いてインターネットに接する機会が増え、利用者の低年齢化が顕著となっております。

政府としては、平成30年7月27日に決定した「第4次青少年インターネット環境整備基本計画」において、「子供の低年齢期からの保護者、家庭への支援」を新たな柱として盛り込み、子供が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、幼稚園、保育園等を通じて「低年齢層の子供の保護者に対する周知・啓発活動を推進」することとしております。

こうした状況を踏まえ、内閣府において、関係省庁と連携し、主として就学前の子供を持つ保護者に向けたリーフレットを作成いたしました。

本リーフレットは、低年齢層の子供がゲームを利用するに当たっての保護者の悩みに対して、ゲームの内容についてのレーティング（年齢区分）や、ゲームの使用時間等についてのペアレンタルコントロール（保護者による管理機能）等について解説しているものです。

貴部局におかれましては、本リーフレットを研修会や会議等で配布することにより、特に適切なインターネット利用について啓発が必要な保護者に対して、この問題の重要性が伝わるよう、積極的に活用いただくようお願いいたします。

なお、本リーフレットは、印刷部数に限りがあることから送付につきましては150

部のみとなりますが、必要に応じ、内閣府ホームページ（注）からダウンロードの上、御活用ください。

注：[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_use/leaflet.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html)



リーフレット掲載ページ QRコード

（本件問い合わせ先）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備担当 03-5253-2111（内線 38259、38258）